

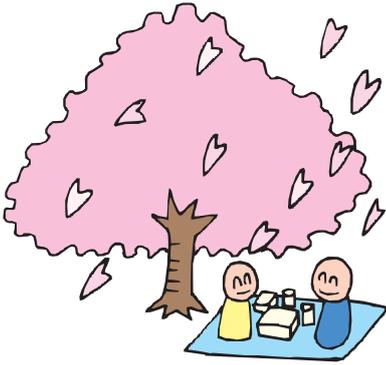
市役所からのお知らせ

消費税引き上げに伴う料金改定

問合せ先 || 総務課行政係
☎ 内線 321

松浦市では、上・下水道料金、ごみ処理手数料および市が管理する施設など（観光・体育施設など）の使用料について、平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率が5%から8%に改定されることに伴い、増税相当分を使用料などに転嫁（上乗せ）することになりました。

市民の皆さんおよび利用者の皆さんにおかれましては、施設などの利用について負担が増えることとなりますが、国の政策によるものであり、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



行政相談所

問合せ先 || 総務課行政係 ☎ 内線 321
鷹島支所市民課 ☎ 内線 603・11

市役所や国・県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

● 松浦会場

【日時】

4月10日（木）午前10時～午後4時

【場所】

市役所3階小会議室

● 行政相談委員（敬称略）

川畑喜久雄 ☎ 0956-75-0724

青木サチ ☎ 0956-74-0456

● 鷹島会場

【日時】

4月10日（木）正午～午後4時

【場所】

鷹島支所教養室

● 行政相談委員（敬称略）

小田鐵三郎 ☎ 0955-48-2444

定住支援制度の申請受付中

問合せ先 || まちづくり推進課企画統計係
☎ 内線 315、316

市では、松浦市内への定住や新規転入を促進するため、「ふるさと就職奨励金」・「賃貸住宅入居費補助金」・「定住奨励金」を交付しています。各支援制度の利用を希望する場合は、右記の問合せ先へお早めにご相談ください。

● ふるさと就職奨励金

転入または学校卒業から1年以内に就職し、引き続き市内に5年以上居住する場合に奨励金を交付します。

【金額】

最大30万円

（最長5年間で分割交付）

【登録申請期限】

就職した日からおおむね2年以内

※手続きが大幅に遅れた場合には、奨励金額の減額措置あり

● 賃貸住宅入居費補助金

松浦市に転入する際に賃貸物件に入居し、引き続き市内に1年以上上居住する場合に補助金を交付します。

【金額】

基本額10万円

（世帯員3人目から1万円加算）

【申請期限】

転入した日から1年以内

● 定住奨励金

松浦市内で新たに住宅を取得（移転・改築・増築を除く）する場合には奨励金を交付します。

【金額】

- ・市内業者による住宅建築の場合 住宅取得費の4%（上限60万円）
- ・宅地購入の場合 土地取得費の10%（上限50万円）
- ・中古住宅購入の場合 住宅・土地取得費（合計）の3%（上限30万円）

※新規転入者には奨励金上乗せあり

【申請期限】

住宅取得が完了した日から1年以内

固定資産税縦覧帳簿の縦覧

問合せ先 || 税務課固定資産税係
☎ 内線 111、112

平成26年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧とは、固定資産税の納税者が、ほかの土地や家屋と比較して価格が適正であるかどうかを確認するための制度で、無料で縦覧できます。詳細は市報3月号をご覧ください。

【縦覧期間】

4月1日～30日（土・日・祝日は除く）

【縦覧場所】

税務課・福島支所・鷹島支所

教育委員異動のお知らせ

○問合せ先 教育総務課総務係 ☎内線353

●退任委員

(2月22日付け退任)



小田嘉和 前委員長

●新任委員



市原義光 委員

●教育委員会の構成

	氏名	任期
委員長	松浦 寛雄	平成24年2月23日～平成28年2月22日 (平成26年2月23日～平成27年2月22日)
委員長 職務代理者	武部 周清	平成25年2月23日～平成29年2月22日 (平成26年2月23日～平成27年2月22日)
委員	白石しのぶ	平成26年2月23日～平成30年2月22日
委員	市原 義光	平成26年2月23日～平成30年2月22日
教育長	松尾 紘	平成23年2月23日～平成27年2月22日 (平成23年2月23日～平成27年2月22日)

※ () 内は委員長・委員長職務代理者・教育長としての任期です。

障害のある人が受給できる各種手当

○問合せ先 福祉事務所障害福祉係 ☎内線156

身体または精神に重度の障害を持っている人で、障害の程度などが手当の認定基準に該当する場合、申請により各種手当が受給できます。申請には専門医の診断書が必要です。

障害者

〈特別障害者手当〉

●申請できる人

20歳以上で、日常生活で重度の障害の状態にあるため常時介護が必要な人(障害年金との併給は可能です)

●申請できない人

- ①病院などに継続して3カ月を超えて入院している人
- ②施設などに入所中の人
- ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある人(扶養親族数により異なります)

●手当月額 26,000円

(支給月=5月・8月・11月・2月)

障害児

〈障害児福祉手当〉

●申請できる人

20歳未満で、日常生活で重度の障害の状態にあるため常時介護が必要な人

●申請できない人

- ①障害を支給理由とする公的年金などを受けている人
- ②施設などに入所中の人
- ③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人(扶養親族数により異なります)

●手当月額 14,140円

(支給月=5月・8月・11月・2月)

〈特別児童扶養手当〉

●申請できる人

20歳未満の障害のある児童を監護する父母(または養育者)

●申請できない人

- ①障害を支給理由とする公的年金などを受けている児童の父母
- ②施設などに入所中の児童の父母
- ③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人(扶養親族数により異なります)

●手当月額 1級=49,900円

2級=33,230円

(支給月=4月・8月・11月)